

# 生徒心得

1 われらは希望と抱負に輝く若々しい理想主義の精神を失わず、常に高さもの美しきものを求める情熱と情操を有する高校生でありたい。個人の将来についても民族の明日についても、決して希望を失わず、いつの日にか地上に真理と平和の日が来ることを信じ、その実現をめざして進もう。個人の尊厳はあくまでも尊重されるべきであり、個人の幸福を増進するための学園の発展を願おう。

さらに個人の点心に従って社会道徳を順奉し、自己の基本的人権を主張するとともに、他人の人格をも認めよう。

ファイティング・スピリット（敢闘精神）、フェアプレー（公明正大な行動）、フレンドシップ（友情）の3F精神を我々の合言葉として堅持しよう。

友情は人格と人格とのつながりであり、部活動、ホームルームを通じて人格の接触をはかり、協力の精神を発揮しよう。

批判的精神と自律的行動を展開し何時いかなる場所においても責任ある行動をとり、かつ礼を失しないようにしよう。

真理は常に平凡なところにある。平凡な教訓をよくきくとともに、その平凡な教訓の1つでも実行にうつすことが大切である。

2 学習態度は、旺盛な研究心のもとに自らの計画による規律正しい学習につとめ、基礎的学力を養おう。予習復習はもちろん、授業時には、広汎な知識を吸収しようとする熱意と積極性を持ち、あらゆる機会をとらえて着実に学ぶものとしての実をあげよう。

保健衛生には、特に留意し、環境の美化、清潔整頓等は平素から正しい習慣を養い、健康で明朗な学園生活を送ろう。

生徒心得に示された諸規程はよく理解しておき、健全有為な学園人として、これらを完全に履行しよう。

3 常にその行動を自問しよう。「果たして、いま自分は真の高校生たることを万人の前で主張できようか。」と。

\* \* \*

1 服装、頭髪はすべて端正にして質素を旨とする。

- (1) 服装頭髪
- ・制服は、黒の標準学生服に、所定の金ボタンをつけ左襟に所定のバッジをつけること。夏期（6月1日～9月30日）は上着を着用しなくてもよい。
  - ・所定のシャツは「白のYシャツ」とする。かつ、裾（すそ）はズボンから出さない。
  - ・式典・儀式的行事・講演会などは制服を着用する。それ以外は

「翠巒祭・定期戦Tシャツ」でも可とする。

- ・祝祭日・休日・休業中であっても、上記のとおりである。
- ・頭髪を加工したり、装飾品で身を飾ったりしない。また、コロンや香りの強い整髪料など周囲の仲間には不快感を与える「匂い物」は使用しない。

(2) 靴 黒靴又は運動靴とする。

サンダル、草履類はいけない。

(3) 上履 所定の上履きを使用すること。但し、体育館については別に定める。

(4) コート、オーバーコート、マフラー、ジャンパー等は登下校のみ使用のこと。但し、華美でないものにする。雨天の際は、雨合羽を使用すること。

※規定以外の服装で登校するときは異装願（届簿）を提出し許可を受けること。

- 2 登校後は授業終了まで外出しないこと。校外に出る場合は許可を得ること。
- 3 自転車は許可をうけ鑑札をつけたものを使用し、指定の場所へ置くこと。
- 4 中央玄関は来客用のものであるから生徒の出入りは禁止する。
- 5 学校内では定められた場所（教室）定められた時間（昼休み）以外には飲食しないこと。但し許可を得た者はこの限りでない。
- 6 遺失物、拾得物は直ちに学級担任又は係職員に届け出ること。
- 7 校舎、校具等は大切に取り扱い、もし破損亡失したときは直ちに学級担任又は係職員に届け出ること。この場合その一部又は全部を弁償しなければならないことがある。
- 8 授業に不要な金品等は持参しないこと。所持物は記名、管理をしっかりとすること。
- 9 生徒相互間の金銭、物品の貸借はさけること。また学校内外で金品を募集したり、物品を販売するときは、事前に許可を得ること。
- 10 校内において許可なしに火気の使用を禁止する。
- 11 生徒会各部は常に部室の清掃、整頓に努めること。部室の出入りは始業前、昼休み、放課後以外は禁止する。
- 12 学校内で生徒の集会を催すときは事前に届け出ること。学校外でも生徒会、部活動等で活動するときはまた同じ。生徒が校外の諸団体を結成したりあるいはこれに所属して活動する場合は、連絡し高校生としての自覚ある行動をとること。
- 13 学校内外に掲示、貼紙、陳列、配布等をする場合は事前に許可をうけ指示に従うこと。
- 14 学校の施設等を使用する場合は責任者を定めて許可を得ること。
- 15 日曜、祭日、休日等に登校して学校の施設等を使用するときは係職員に届け出て許可をうけ、所定の帳簿に記入のこと。この場合始業時から午後4時までとする。但し部活動等で顧問の監督下にある者はこの限りでない。
- 16 欠席、遅刻、早退、欠課の場合は速やかに届け出ること。公用による場合もまた同じ。病気欠席1週間以上にわたるときは医師の診断書を添えて届け出ること。
- 17 本人又は家族が伝染病にかかったときは直ちにその旨届け出ること。

- 18 病気その他の理由で休学する場合は学級担任に相談の上学校長に願い出る。復学及び転退学の場合も同じ。
- 19 姓名、住所、保護者、保証人等の変更、異動があったときは直ちに所定の用紙により学級担任を経て学校長に届け出る。
- 20 県外へ泊を伴う旅行を行うときは、所定の用紙により学級担任を通して、「旅行届」を学校長に提出すること。  
なお、海外旅行については、渡航手続きの前に学級担任に申し出てその指導に従うこと。
- 21 授業料その他の納入期日は厳守すること。指定の期日に納入できないときは学級担任にその理由を申し出て了承を得ること。
- 22 法律等で禁じられている場所は勿論のこと、高校生として好ましくない遊戯場等には出入しないこと。
- 23 学校内では、政治や宗教に関しては良識をもって判断し、偏った行動をとらないこと。なお、学校管理下における選挙運動や政治的活動については、これを禁止する。
- 24 以上のほか、学校で定めた諸規則を順守すること。

## 部室使用心得

(平成13年2月2日一部改正)

- 1 部室の使用は、始業前、昼休み、放課後とする。
- 2 部室の整理・整頓・清掃につとめ、施錠などは全員で責任をもってあたる。  
落書き等で部室を汚してはならない。部室前に物を置いてはならない。
- 3 部室での火気の使用は禁止する。  
特別に使用する場合は、必ず学校（部顧問→防火係）の許可を得ること。
- 4 部室内で生徒指導上の問題となる行為は絶対行ってはならない。  
部室内はいつも見えるようにしておくこと。
- 5 コンセントより電気を使用するときは容量を越えないよう注意すること。
- 6 物品の管理には特に注意をし、部活動に関係のない物品は置かないこと。  
特に、金銭等の貴重品の取り扱いには、充分注意すること。
- 7 部活動以外に部室を使用してはならない。部員以外の者の部室への出入りは、禁止する。部室内の宿泊も禁止する。
- 8 休日の部室の使用は、顧問の承認を得ること。  
事務室から錠を借りた場合は、修了後必ず錠を返却すること。
- 9 部室の使用は、部活動の目的に沿って、有効にかつ大切に使用し、部活動の成果を十分に上げるよう努めること。
- 10 その他、部室についての必要な事項は、関係各部で協議する。

# 学校生活における遵守事項

高崎高校生徒部

## 1、挨拶の励行

- ①自ら進んで、場面に即した挨拶を行う。
- ②職員室や教官室に入るときは、身なりを整え、挨拶をしてから入室すること。

## 2、服装・頭髪はすべて端正にして質素を旨とする

- ①制服は、黒の学生服に、所定の金ボタンをつけ左襟に所定のバッジをつけること。
- ②学生服の中にセーター・カーディガン等で寒さ調整してもかまわないが、学生服を着用していることを前提とする。(校内での日常生活は、学生服又はYシャツ。)フード付きのものを学生服の中に着ることは不可とする。
- ③夏期(6月1日～9月30日)は学生服上着を着用しなくてもよい。
  - ・白のYシャツで、中に着るTシャツなどは白地のものとする。
  - ・翠巒祭・定期戦のTシャツ(白地)は、Yシャツに代用しても良い。(色物は不可。)
  - ・式典・儀式的行事・講演会については、Yシャツを着用し、Tシャツは認めない。
- ④頭髪を加工することは認めない。生徒心得を踏まえて、清潔感のあるものとする。
- ⑤祝祭日・休日・休業中であっても、上記のどおりである。
- ⑥上履きは学校所定のものを使用する。来客用や翠巒会館・合宿所・自習室のスリッパを使用しない。

## 3、無断での欠席・遅刻・早退をしない

- ①欠席や、通院等の理由のある遅刻の場合は必ず学校に学籍番号と氏名を連絡する。模試・土曜補習の時も同様である。
- ②やむを得ず早退する場合は、担任もしくは学年主任に申し出て許可を得る。帰宅後、学校にその旨を連絡する。

## 4、無断外出の禁止

- ①原則として外出は禁止する。無断外出した場合は指導する。
- ②やむを得ず外出する場合は、担任もしくは学年主任に許可を得る。

## 5、不要な金品は持参しない

- ①持ち物には記名をして、自己の責任で管理をしっかりとる。
- ②授業に関係のないもの(ゲーム・雑誌・音楽プレイヤーなど)は持ち込まない。
- ③教室を空ける場合は、金品や貴重品を放置して出て行かない。クラス所定の貴重品袋を活用する。
- ④携帯電話(スマートフォン)の取り扱いについては、別紙に従う。

## 6、登下校中の交通安全について

- ①交通事故による被害者・加害者にならないために、今まで以上に交通安全に関する意識を高める。
- ②自転車の整備・点検は定期的に行う。
- ③通学路の注意事項は、別紙に従う。
- ④自転車ヘルメットを着用する。

## 携帯電話（スマートフォン）の取り扱いについて

- 1 持込みをする場合は、届け出ること。（別紙届出用紙）
- 2 校内にはいったら、原則として特別な事情がない限り、使用は不可とする。（電源OFF）
- 3 特別な事情なき使用が発覚した場合は、担任の一時預かりとする。
- 4 携帯電話の管理（盗難・いたずら等の問題の可能性はある）は、各人が責任を持って行い、みだりに手にしない。
- 5 全学年が行事等で校外に出る場合も、学校内の場合と同様とする。
- 6 学年単位で校外に出た場合、原則として5同様であるが、別途学年で指導する。
- 7 登下校時において、携帯電話を使用しながらの自転車運転は禁止する。
- 8 その他、使用については他人に迷惑がかからないようにすること。

## 通学路の注意事項について

- 1 車道は、左側を通行する。歩道を通行する際は、車道寄りを歩行者優先で徐行すること。
- 2 和田橋は、歩道内の車道寄りを歩行者に注意した上で通行する。
- 3 和田橋から学校へ向かう下り坂は、特にスピードが出ないように注意する。
- 4 事故の被害者・加害者になってしまった場合には、スクールダイアリーの「自転車事故時対応マニュアル」に従って対応すること。
- 5 各学年「通学路マップ」をよく確認し、安全運転に努めること。
- 6 自転車ヘルメットを着用すること。